京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(平成21年京都府条例第11号)の制定後、同条例に基づく施策の実施等を通じて、府内において電気自動車等や充電器の普及が進んでいるが、平成32年度末までを計画期間とする京都府地球温暖化対策推進計画及び京都府電気自動車等普及促進計画との政策的整合性を図りつつ、引き続き、電気自動車等の普及を総合的に促進していくことが必要であるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

失効期限を平成32年度末とする。(温対計画等の期限に合わせて2年間延長)

3 今後の予定

2月府議会に条例改正案を上程

4 その他

本条例の延長は今回で最後とし、平成33年度以降の新温対条例・計画に包含して 全面改定予定

参考1 EV・PHV・FCVに対する自動車関係税の規定

■自動車の購入に係る税

	~平成31.3 (現行)	平成31.4~9	平成31.10~
	自動車取得税		自動車税環境性能割
玉	非課税(エコカー減税)		非課税(地方税法本則)
府	非課税(E	EV条例)	規定しない

- **※ EV条例は、制定当初、エコカー減税に先行して非課税について規定**
- ※ 自動車税環境性能割の導入に伴い、非課税規定が恒久化されるため、条例規定を削除

■自動車の保有に係る税

	~平成31.3 (現行)	平成31.4~9	平成31.10~				
	自動車税		自動車税種別割				
国	新規登録の翌年度分を約75%減税(グリーン化特例)						
府	新規登録の翌年度分及び 翌々年度分 を約75%減税(EV条例)						

※ 現行制度を維持

※ 翌々年度分の減税が府の独自規定

|参考2| EV条例に基づく京都府電気自動車等普及促進計画の目標の進捗状況

	実績	目標(平成32年度末)
EV・PHV・FCV の普及台数	4, 787台* (普及率:全国5位)	18,000台